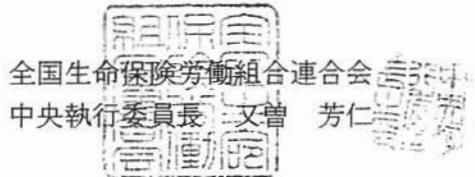




2005年 9月30日

金融庁 総務企画局市場課内  
金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中



## 「金融審議会金融分科会第一部会『中間整理』」に対する意見

今般、第33回金融審議会第一部会において投資サービス法に関する『中間整理』がまとめられ、適正な利用者保護を図ることにより市場機能の充実と信頼性の向上を通じて公正・効率・透明な金融システムの構築を目指す基本認識が示されました。監督官庁の枠組みを超えた横断的な整備については利用者保護および市場の信頼性の向上の観点から評価しうるもの、生命保険産業に働く者の立場から以下の点について意見を申し述べさせていただきます。

### 1. 投資性金融商品の枠組みと対象について

#### <意見>

『投資サービス法』の規制対象商品の検討にあたっては、各々の商品特性を十分に踏まえた慎重な議論を行うべきである。また、保険商品については一律に投資性金融商品として取り扱うことなく区別して整理すべきである。

なお、仮に保険商品をその対象とする方向で検討がなされるならば、簡易保険や制度共済等についても、保険商品と同様の規制の対象に含まれるべきと考える。

#### <理由>

投資性金融商品は利用者自らが投資のリスクを負担し将来の収益を享受することを期するものと考えられる。一方、生命保険はお客様のリスクを一元的に管理し利用者に保障を提供し不測の事態が発生した際の経済的損失を填補することを目的とするものである。

加えて、生命保険は、現地の営業職員等がお客様一人ひとりへの訪問とご提案を通じ、死亡・医療リスク等に備えるという保険商品の必要性をご理解いただきご加入いただいている点も踏まえれば、お客様が一定のリスクを取り、将来の収益を期待する証券等の投資性金融商品とは区別して整理することが適当と考える。

### 2. 保険販売実態に即した規制づくりについて

#### <意見>

仮に、『投資サービス法』により保険商品の販売に新たな規制を設ける際には、上述のとおり保険商品の特性を慎重に議論したうえで、販売実態に即した態様を検討すべきと考える。

#### <理由>

保険商品の特殊性を十分議論せず、保険商品にそぐわない新たな規制が求められれば手続きの煩雑性やコストの増加を招くこととなり、却って利用者の選択肢の幅を狭め利便性の向上を阻害すると受け止めている。